

北九州市立篠崎中学校 見守りカメラ（録画機能あり）

設置運用要領

(1) 趣旨

この要領は、「北九州市立学校・園における見守りカメラの管理運用規程」第10条に基づき、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、北九州市立篠崎中学校に設置する見守りカメラ（録画機能あり）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用をはかるものとする。

(2) 設置目的

見守りカメラ（録画機能あり）は、不審者の侵入等による犯罪の予防及び事件・事故予防を目的として、不特定の者が出入りする場所を撮影するため設置するものとする。

(3) 管理責任者及び操作取扱者

- 見守りカメラ（録画機能あり）の適正な管理及び運用のため、管理責任者を置くものとする。
- 管理責任者は、校長とする。
- 管理責任者は、取扱責任者を指定し、機器の操作等を行わせるものとする。
- 取扱責任者は、管理責任者が指定した教頭とする。

(4) 設置場所及び撮影範囲等

- 設置の場所及び設置台数
 - 《 見守りカメラ（録画機能あり） 4台 》
 - ・ 正門そば… 1台
 - ・ 西門そば… 1台
 - ・ 生徒昇降口そば… 1台
 - ・ 体育館そば… 1台
 - 《 モニター及び録画装置 》
 - ・ モニター…職員室前方白板の左となり
 - ・ 録画装置…職員室内のキャビネット

○ 設置の表示

正門横の外部から見えやすい位置、見守りカメラの撮影区域の見やすい位置に「見守りカメラ作動中 北九州市立篠崎中学校」と記載した表示板を掲示する。

(5) 録画装置の管理

- 保管場所
 - ・ 保管場所は、職員室とし、管理責任者が施錠を行うなどして適正に管理するものとする。
- 画像の保存期間
 - ・ 保存期間は、原則7日間とする。

- 録画媒体の使用禁止
 - ・ 録画装置以外の録画媒体の使用を禁止するものとする。ただし、捜査機関から情報提供を求められ、教育委員会と提供の必要性について協議した結果、提供する場合は、教育委員会が指定するパソコンでデータにパスワードを設定するなどの編集をして提供する。また、提供日時、利用目的、提供先、提供する画像の内容を学校日誌に記録するとともに、管理台帳を作成し記録する。
- 画像の消去
 - ・ 保存期間を経過した画像は、速やかに消去するか、上書きによる消去を行うものとする。捜査機関への提供後、返却された情報を処分する場合は、管理責任者を含め複数人で復元できない完全な消去等を行い、画像が読み取れないようにして、処分の日時、処分の方法等を学校日誌に記録しておくものとする。

(6) その他機器の管理

- 映像の撮影範囲、録画位置等について適宜確認を行うものとする。
- 緊急時に備え、機器の操作マニュアル等の保管場所を事務室の引き違い書庫と定めるとともに、機器の使用方法を確認しておくものとする。
- 設置する機器の選定、設置工事、保守点検、修理・修繕については学事課及び施設課と協議し、適切に実施するものとする。

(7) 画像の利用及び提供の制限

- 管理責任者は見守りカメラ（録画機能あり）で撮影した記録画像その他撮影情報について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ提供してはならない。
 - (1) 捜査機関から具体的事件を提示して、犯罪捜査のために情報提供を求められた場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合
 - (3) その他法令に基づく照会があった場合
 - (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める場合
- 情報提供依頼は、刑事訴訟法に規定する「捜査関係事項照会書」の提出を受けるものとし、管理責任者が教育委員会と協議し、許可した場合にのみ提供を行なうものとする。
- 記録画像を提供した場合、管理責任者は、次の各号に定める事項を記録保存し、教育委員会（生徒指導課）に報告しなければならない。
 - (1) 提供日時
 - (2) 利用目的
 - (3) 提供先
 - (4) 提供する画像の内容

(8) 苦情・問い合わせ等への対応

管理責任者は、見守りカメラの設置及び管理に関する苦情を受けた時は、迅速且つ誠実に対応するものとする。

(9) その他

要領に記載していない事項は、「北九州市立学校・園における見守りカメラの管理運用規程」に基づき取扱うものとする。

この要領は、令和5年8月28日から施行する。